

保険金額制限の対象顧客

規則第 212 条第 4 項・第 5 項等によって、特例地域金融機関が行う保険募集について保険金額制限が課される顧客から、例えば医療保険を提案した際、その家族複数名を被保険者としていたとの要望があった場合において、当該顧客を保険契約者とする保険契約は保険金額に制限が課されるが、当該顧客の家族それぞれを保険契約者兼被保険者とする保険契約の募集は、圧力募集等でない限り禁止されないか。

本事案のような保険募集は、例えば、保険契約者兼被保険者となる家族が別生計を営んでいて自らの契約意思を明確にしている場合など、規制の潜脱行為を目的として行われるものではないことが明らかな場合を除き、許容されないと考えられます。